

八幡伸鐵株式會社枝光工場紛議

- 一、名 稱 八幡伸鐵株式會社枝光工場
- 二、所 在 地 八幡市枝光港町
- 三、事業の種類 金屬業（丸鋼）
- 四、資 本 金 拾貳萬圓
- 五、代 表 者 社長 辻 村 良 衛
- 六、従業員 數 職工 八八名
- 七、紛議發生事情
 

會社側は最近原料の屑鐵不足により事業縮少の已むなきに至りたる爲五月三十日全職工を集め詳細事々情を説明し豫め諒解を求めたる結果職工側は代表者會議を開き解雇反對待遇改善の要求運動を申合せたのである。
- 八、要 求 事 項（款願書）

- 1、材料を毎日働く丈け充分に入れて貰ふこと
- 2、材料切れの場合は一ヶ月に二日迄各自日給の五分、二日以上の場合は日給一人支給のこと
- 3、工程賃金制度を撤廢して常備賃金制施行のこと
- 4、年二回必ず昇給のこと（但五錢以上）
- 5、用大節に公休一人支給のこと
- 6、給料の日延なきこと
- 7、最低賃金を壹圓五拾錢支給のこと
- 8、家賃補給一ヶ月參圓以上のこと
- 9、皆勤賞與支給のこと（但し一ヶ月二日、六ヶ月十五日、一年三十日分）
- 10、公傷の場合日給一人支給のこと
- 11、年二回の賞與、増額（現在五日分を十五日分）